

ショートステイカイト（短期入所）

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社カイトが設置するショートステイカイト（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ショートステイカイト

（2）所在地 千葉県習志野市実籾 4-23-6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1 名 (常勤・兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1 名以上

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業所との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 法令で定められている人員基準以上の数

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 法令で定められている人員基準以上の数

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄等日常生活に関する介護を行う。

(5) 夜間支援員 2 2 時～翌 5 時間に 1 名以上

(種別)

第 5 条 事業所の種別は、併設型とする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は、1 日当たり 1 人とする。

ただし、一時的に入所定員が満たない場合であって、入所者の処遇に支障がない場合は、入所者の処遇に利用されていない居室の全部又は一部を用いて短期入所を行うことができるものとする。

(短期入所の内容)

第 7 条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

(利用者から受領する費用の種類及びその額等)

第 8 条 事業所は、短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

（１）食事の提供に係る費用

ア 1日につき900円（うち食材料費900円）

イ 朝食 1食につき200円（うち食材料費200円）

ウ 昼食 1食につき350円（うち食材料費350円）

エ 夕食 1食につき350円（うち食材料費350円）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等（低所得利用者という。）に対して食事の提供を行った場合は、上記該当食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額（厚生労働大臣が定める額の100分の10）の支払いを受けるものとする。

（２）居室に係る光熱水費 1日につき400円

（３）日用品費の実費

（４）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、習志野市、船橋市、八千代市、市川市の全域とする。

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者等は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

（１）入居に当たっては、利用契約書及び重要事項説明書を遵守する

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第13条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を含む。）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を含む。）

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した短期入所に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第16条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第17条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

5 事業者は、第3項に規定する(非常災害に備えるための)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(ハラスメント対策)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社カイトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。